

議案第13号

三芳町下水道条例の一部を改正する条例

三芳町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

下水道事業における持続可能な事業運営を継続するため、下水道使用料の改定を行う必要があることから、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町下水道条例の一部を改正する条例

三芳町下水道条例（昭和58年三芳町条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 別紙

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る下水道使用料で、施行日以後初めて下水道使用料の額が確定するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第17条関係）

使用料算定基準（1月につき）			
区分	基本料金	従量料金	
		汚水排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水	600円	10立方メートルまで	15円
		10立方メートルを超え25立方メートルまで	90円
		25立方メートルを超え50立方メートルまで	120円
		50立方メートルを超え75立方メートルまで	150円
		75立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超えるもの	170円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		60円

参考

三芳町下水道条例 新旧対照表

改正後				現行				
別表第1 (第17条関係)				別表第1 (第17条関係)				
使用料算定基準 (1月につき)				使用料算定基準 (1月につき)				
区分	基本料金	従量料金		区分	基本料金		従量料金	
		汚水排除量	金額 (1立方メートルにつき)		汚水排除量	金額	汚水排除量	金額 (1立方メートルにつき)
一般汚水	600円	10立方メートルまで	15円	一般汚水	10立方メートルまで	600円	10立方メートルを超え	80円
		25立方メートルまで					25立方メートルを超え	90円
		50立方メートルまで					50立方メートルを超え	120円
		75立方メートルまで					75立方メートルを超え	150円
		100立方メートルまで					100立方メートルを超え	160円
		100立方メートルを超えるもの	170円				100立方メートルを超えるもの	140円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		60円	公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		60円	